

【件名】 18歳以上の一般の者を対象としたファイザー製ワクチンのブースター接種承認について（COVID-19関連）

【ポイント】

● 10月27日、ハント保健大臣は、豪州治療製品管理局（TGA）が18歳以上の一般の者を対象としたファイザー製ワクチンのブースター接種を承認したことを発表しました。

【本文】

10月27日、ハント保健大臣は、豪州治療製品管理局（TGA）が18歳以上の一般の者を対象としたファイザー製ワクチンのブースター接種を承認したことについて以下のメディア・リリースを発表しました。

詳細及び原文は下記リンク先をご覧ください。

<https://www.health.gov.au/ministers/the-hon-greg-hunt-mp/media/tga-approval-for-pfizer-covid-19-vaccine-booster-dose-0>

1 豪州治療製品管理局（TGA）は、18歳以上の者を対象としたファイザー製ワクチンのブースター（追加免疫）接種を承認した。

2 TGAの承認は、新型コロナワクチンの先行する2回の接種後、少なくとも6か月間経過後に提供される、ファイザー・ワクチンによる3回目のブースター接種により、18歳以上の者の（コロナに対する）保護を強化するのに安全かつ効果的であることが判明したことを意味する。先行する2回の接種は、豪州で（TGAにより）使用登録されたコロナワクチンのいずれでも良い。

3 医学的助言における、重要なこととして、TGA承認のコロナワクチンを2回接種した者は完全接種者（fully vaccinated）として引き続き位置づけられるということであり、ブースター接種は、豪州人にさらなる保護と安心を提供するものである。

4 全てのコロナワクチンと同様、ブースター接種展開に関する最終的な助言は、豪州予防接種技術諮問グループ（ATAGI）によって政府に提供される。

5 最終的なATAGIの助言に従い、一般の者を対象としたブースター接種プログラムは11月8日までに開始され、従来の優先順位（当館注：以下、参考として記載するグループの順）に沿って、ブースター接種の選択肢が提供される。

【参考】従来の優先順位

1a： 隔離施設、国境等の労働者、最前線の医療従事者、

高齢者・障がい者施設の職員・居住者

1b : 70歳以上及び基礎疾患を有する者、他の医療従事者、重要かつ高リスク労働者、50歳以上のアボリジニ等の人々等

2a : 50歳以上の成人、他の重要でリスクが高い労働者

2b : 上記以外の成人（16歳以上）

3 : 12歳～15歳

○優先順位について

<https://www.health.gov.au/sites/default/files/documents/2021/01/covid-19-vaccination-australia-s-covid-19-vaccine-national-roll-out-strategy.pdf>

6 豪州政府は、モデルナ社がワクチンのブースター接種のための登録をTGAに早期に申請することを期待している。

7 1億5,100万を超えるファイザー、ノババックス、モデルナのワクチンを既に確保しており、医療専門家による承認も得られたため、豪州における追加免疫を提供する準備は十分に整っている。

（メール発信者）

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244（代表）

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

ACT政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト（日本語）：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はACT（首都特別地域）を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館（NSW州，NT（北部準州）管轄）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館（VIC州，SA州，TAS州管轄）

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館（QLD州管轄）

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館（WA州管轄）

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>